

○財務省告示第百五十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年四月八日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年五月十一日

財務大臣 野田 佳彦

- | | | |
|---|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（十年）（第三百十三回） |
| 二 | 発行の根拠の法律及びその条項 | 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格 |
| 三 | 振替法の適用等 | |
| 四 | 発行方法 | |

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

競争市場も参加者ごとによる発行（以下「国債競争入札発行」という。）
て、財務大臣が各国債市場特別
した後に「行われる入札であつ
び価格競争入札の募入の決定を
価格競争入札発行」という。）
「国債市場特別参加者・第 I 非
を定めるものによる発行（以下
場特別参加者ごとに応募限度額
であつて、特別参加者ごとに応募
競争入札と同時に行われる入札

ハ ロ

非 札 非
競 発 行
争 入 入

各申込みのうち応募額を順次割り
も申込みの応募額を順次割り
当てる。応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当てると、応募額を案分により
各国債市場特別参加者ごとの
募限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争
額

額面金額で二兆七億円

・別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
II 加 場 び 札 格 第 参 市 行
非 者 特 国 発 競 I 加 場 入

ロ		イ		七		エ		ハ		ロ		入札発行																			
札 発 行	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	込 金 額	行 争 入 札 発 行	非 競 争 入 札 発 行	者 ・ 第 II	特 別 参 加 場	国 債 市 場	行 争 入 札 発 行	非 競 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加 場	国 債 市 場	札 発 行	非 競 争 入															
百 円	八 十 五 億 四 千 百 四 十 三 万 六 千 八	二 兆 一 億 四 千 九 百 十 三 万 円				で 三 千 二 百 八 億 円	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六			で 千 八 百 九 十 六 億 円	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	で 八 十 五 億 四 千 四 百 万 円	た り 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	万 円	は 、 額 面 金 額 で 千 百 億 三 千 五 十	づ き 発 行 し た 利 国 債 に つ い て 基	法 第 六 十 二 条 第 一 項 の 規 定 に	九 百 十 四 千 七 十 五 万 円	つ い て は 、 額 面 金 額 で 一 兆 七 千	定 む る 基 づ き 発 行 し た 利 国 債 に	す る 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の 規	七 百 七 十 五 万 円	つ い て は 、 額 面 金 額 で 千 億 二 千	定 む る 基 づ き 発 行 し た 利 国 債 に	う ち 、 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・
払 過 札 格 第
込 利 発 競 II
み 子 率 行 争 非

十 四
初 期 利 子

(一) 年 一 ・ 三 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式による計算出た金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{13}{100} \times \frac{19}{365}}$$

(二) 発行時に、その利息の
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして、又は振替口座簿
の口座に記載又は記録されるも
のにつき、算出した金額から該
金額に百分の二十を乗じた金額
額（おたし、の当該国債を発行
時に、又は外国取す者が非居
住者又は、前記(一)の算式によ
るに、た、金額に、適用を受ける
は、外国税人が適用を受ける所
得税の税率を乗じた金額）を
控除することができる。

平 成 二 十 三 年 九 月 十 日 支 払
期 間 十 三 年 九 月 十 日 支 払
た 金 額 支 払 日 支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 たり 支 払
は、その翌営業日に支払うとき
下、次号及び第十六号において

